

緊急特別無利子貸与型奨学金のご案内

日本学生支援機構より、以下の奨学金について申請期限延長の案内がありましたので、お知らせいたします。

○緊急特別無利子貸与型奨学金

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活への経済的な影響が顕著となってきた学生を対象とし、緊急支援として一定期間、特別の貸与を行います。第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填するため、実質無利子にて貸与されるものです。

対象：本科4～5年生、専攻科生

対象要件：以下の全てに当てはまる学生

- ①第二種奨学金（貸与型）の推薦基準（人物・学力・家計）を満たしていること
 - ②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
 - ③家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間150万円以上ではないこと）
 - ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
 - ⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（前月比50%以上減少）したこと
- ※③～⑤は当該要件を確認した上で、大学等が推薦します。

貸与始期：「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で、令和4年4月から令和5年3月の希望する月を選択。

貸与終期：令和5年3月まで（令和4年度限りの貸与）

申請を希望する学生は、1月18日（水）厳守で学生支援係まで希望を申し出てください。

※詳しくは、以下ホームページにてご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kinkyumurishi.html